

# ATM 個人向け国債サービスお取扱規定

## 第1条（ATM 個人向け国債サービスの内容について）

「ATM 個人向け国債サービス」（以下「個人向け国債サービス」といいます）とは、当行の現金自動預入・支払機（以下「ATM」といいます）を使用して、次の場合に利用することができるサービスをいいます。

### ① 個人向け国債の購入

ATMにより、あらかじめ指定された預金口座から購入額面金額に対応する受渡金額を払戻し、個人向け国債を購入する場合。

### ② 個人向け国債の買取

ATMにより、すでに購入済の個人向け国債を当行が買取し、あらかじめ指定された預金口座に受渡金額を入金する場合。

## 第2条（お取扱のできるカード）

1. 個人向け国債サービスを利用できるキャッシュカードは、あらかじめ指定された預金口座（債券取引指定預金口座）の普通預金キャッシュカード（以下、「キャッシュカード」といいます。）とします。
2. 代理人カードではお取扱できません。

## 第3条（暗証の届出）

個人向け国債サービスにより、個人向け国債の購入、個人向け国債の買取をするときに使用する暗証は、キャッシュカードの暗証と同一の番号を使用します。

## 第4条（ATMによる個人向け国債の購入）

1. 個人向け国債サービスにより個人向け国債の購入をするときは、ATMの画面に表示される操作手順に従って、ATMにキャッシュカード及び債券定期口座通帳を挿入し、届出の暗証、購入銘柄及び購入額面金額を正確に入力してください。この場合、預金口座の通帳、払戻請求書及び債券購入申込書の提出は必要ありません。また、預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いします。
2. 前項の操作においては、ATMの画面に表示された個人向け国債購入の内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容で購入処理いたします。特定口座を開設されている場合は、特定口座での取引となります。なお、**個人向け国債の購入の訂正・取消は、購入手続をされた個人向け国債の募集期間（募集期間最終営業日の午後4時）を過ぎるとできません。**
3. 個人向け国債の購入は、国が定めた募集期間可能としますが、その募集期間内であっても当行の販売額が終了しだい中止することとします。
4. ATMによる個人向け国債の購入は、額面1万円以上、1万円単位で指定できるものとし、1回あたりの購入額面金額は当行の定める範囲内とします。

## 第5条（ATMによる個人向け国債の買取）

1. 個人向け国債サービスにより個人向け国債の買取をするときは、ATMの画面に表示される操作手順に従って、ATMにキャッシュカード及び債券定期口座通帳を挿入し、届出の暗証、買取銘柄及び買取額面金額を正確に入力してください。
2. 前項の操作においては、ATMの画面に表示された個人向け国債買取の内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容で買取処理いたします。なお、個人向け国債の買取の訂正・取消はできません。

3. 個人向け国債の買取は、発行日からの一定期間及び利払日や償還日の前の一定期間中止されます。
4. 個人向け国債の買取を入力をした場合、入力日から起算して3営業日目に、あらかじめ指定された預金口座に受渡金額が入金されます。
5. ATMによる個人向け国債の買取は、額面1万円以上、1万円単位で指定できるものとし、お客様の保有する額面金額の範囲内とします。

#### 第6条（ご利用のできない場合）

次の場合には、個人向け国債サービスをご利用いただくことができませんので、あらかじめご承知おきください。

- ① 債券定期口座通帳またはキャッシュカードの紛失または盗難のお届けが提出されている場合
- ② 相続の開始または破産、民事再生手続開始の申立等があった場合
- ③ お取引の対象となる個人向け国債の全部または一部に差押え（仮差押え）がなされた場合
- ④ 当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合
- ⑤ 前各号のほか、ATMでお取扱ができない事由が生じた場合

#### 第7条（ATM故障時の取扱）

1. 停電・故障等によりATMが停止しその取扱ができない場合には、個人向け国債サービスはご利用できません。
2. 前項により生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第8条（ATMの操作等）

ATMの使用に際し、銘柄、額面金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

#### 第9条（ATM個人向け国債サービスの停止）

1. このお取扱いは、債券取引口座または指定預金口座を解約する場合には、同時に停止するものといたします。
2. 当行が相当の理由があると認めた場合には、当行はいつでもこのお取扱いを停止することができるものとします。

#### 第10条（利用日・利用時間）

個人向け国債サービスの利用日・利用時間については、当行が定めた時間内とします。

#### 第11条（規定の適用について）

この規定に定めのない事項については、当行所定の各種預金規定、スーパーカード規定またはキャッシュカード規定によりお取扱いをいたします。

#### 第12条（この規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

付 則

平成20年 1月 4日一部改正  
平成27年 8月17日一部改正  
平成28年 1月 4日一部改正  
令和 2年 4月 1日一部改正  
令和 2年 7月13日一部改正